

1 この明細書について

- (1) この明細書は、法附則第8条の2の2第4項又は地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法(以下「令和2年旧法」といいます。)附則第8条の2の2第7項若しくは第9項の規定により法人税割額から控除しようとする場合に記載し、事務所又は事業所(以下「事務所等」といいます。)所在地の市町村長に対して提出する第20号様式の申告書又は第10号の4様式の更正請求書に添付してください。
- (2) 寄附金を受けた地方公共団体(法附則第8条の2の2第1項又は令和2年旧法附則第8条の2の2第1項に規定する認定地方公共団体をいいます。)が当該寄附金の受領について交付する受領証(地域再生法施行規則第14条第1項の規定により交付する書類をいいます。以下同じ。)の写しも併せて添付してください。
- (3) 京都市内に恒久的施設を有する外国法人については、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の計算の別を明らかにして記載してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた
「1. 特定寄附金に関する明細」の各欄	受領証に記載された内容を記載します。
「2. 特定寄附金額の按分の計算」(③及び④の各欄)	<p>(1) (イ)の欄は、第22号の2様式に記載すべき内容に一致するものであるから、同様式に記載したところに準じて記載します。</p> <p>(2) (ロ)の欄は、②の欄の金額を④の(イ)の欄の数値で除して1人当たりの特定寄附金の額を算出し、当該1人当たりの特定寄附金の額に③の(イ)の欄の数値を乗じて得た額を記載します。</p> <p>(3) (ロ)の欄の金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。</p> <p>留意事項</p> <p>(1) 2以上の市町村に事務所等を有する法人が記載します。</p> <p>(2) 1人当たりの特定寄附金の額を算出する場合において、当該除して得た数値に小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値のうち当該従業者数のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てます。</p>
「特定寄附金額の額⑤」	2以上の市町村に事務所等を有する法人は③の(ロ)の欄の金額を記載し、その他の法人は②の欄の金額を記載します。
「控除額⑥」	この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。
「控除対象法人税割額⑦」	2以上の市町村に事務所等を有する法人は第20号様式の⑥の欄の金額から20号の2様式の②の欄の金額を控除した金額を記載し、その他の法人は第20号様式の⑤の欄の金額から第20号の2様式の①の欄の金額を控除した金額を記載します。
「税額控除上限額⑧」	1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。

平成5年4月

京都市 市税事務所 法人税務担当(法人市民税担当)